

目 次

I 全体

1 諒問・答申件数	1
2 答申結果の分類	2
3 平均処理期間・審議回数	3
4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績	3
5 インカメラ	3
6 ヴォーンインデックス	3
7 特徴のある事件	4
8 その他	7
9 総会（委員の全員をもって構成する合議体）及び運営会議	7
10 各部会の調査審議回数	7

II 情報公開

1 諒問・答申件数	9
2 答申結果の分類	9
3 平均処理期間・審議回数	10
4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績	10
5 インカメラ	11
6 ヴォーンインデックス	11
7 特徴のある事件	11
8 その他	13

III 個人情報保護

1 諒問・答申件数	14
2 答申結果の分類	15
3 平均処理期間・審議回数	15
4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績	16
5 インカメラ	16
6 ヴォーンインデックス	16
7 特徴のある事件	16
8 その他	18

IV 付言の実績 · · · · · 20

[参考資料]

1 審査会委員名簿 · · · · ·	35
2 質問・答申件数一覧表 · · · · ·	36
3 答申一覧 · · · · ·	45

令和6年度の調査審議等の状況

(令和6年4月～令和7年3月)

I 全体

1 質問・答申件数

令和6年度の質問件数は2,000件、答申件数は1,585件である。

なお、平成13年度から令和6年度までの総質問件数は24,559件、総答申件数は21,885件であり、令和6年度末時点で審議中の件数は1,815件である。

○情報公開関連と個人情報保護関連の総計

[令和6年度]

(単位：件)

	質問件数	答申件数	取下件数
情報公開	1,661	1,268	29
個人情報保護	339	317	15
合 計	2,000	1,585	44

[令和6年度]

(単位：件)

	質問件数	答申件数	取下件数
行政機関	1,762	1,380	41
独立行政法人等	238	205	3
合 計	2,000	1,585	44

[平成13年度～令和6年度]

(単位：件)

	質問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (令和6年度末) (a-b-c)
行政機関	21,409	19,107	704	1,598
独立行政法人等	3,150	2,778	155	217
合 計	24,559	21,885	859	1,815

(注1) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は質問時の別による。

(注2) 質問件数等は、情報公開審査会（平成17年4月1日の情報公開・個人情報保護審査会設置法施行前の名称）の実績との累計である。以降、本資料において共通。

1-1 中間答申

令和5年度においては、情報公開・個人情報保護審査会運営規則24条3項の規定に基づく中間答申の実績はなかった。

1-2 取下げ

令和6年度における質問事件の取下げは、合計で44件であり、その内訳は以下のとおりである。

(取下げ件数及び理由の内訳)

諮詢種別	行政機関	独立行政法人等	合計
情報公開	28件	1件	29件
個人情報保護	13件	2件	15件
合計	41件	3件	44件

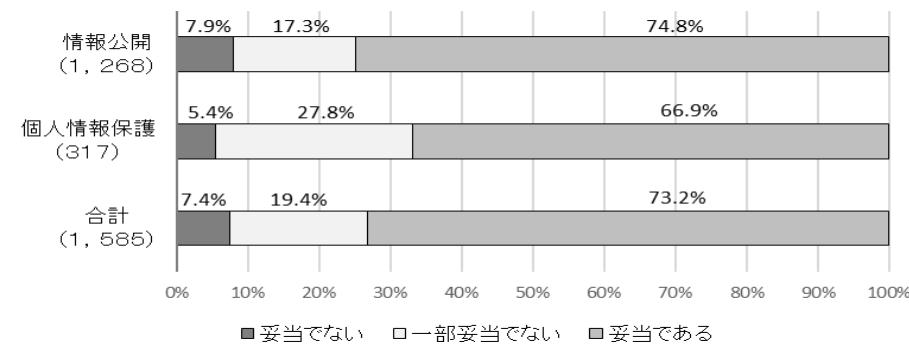
取下げ理由	件数
審査請求人の自主的な取下げ	11件
審査会意見通知	17件
全部開示	2件
改めて開示決定等を実施	5件
却下	2件
その他	7件
合計	44件

2 答申結果の分類

令和6年度に出された答申件数（1, 585件）のうち、諮詢庁の判断は妥当でないとしたもの（一部妥当でないとしたものを含む。）は、423件（26.7%）である。

	情報公開	個人情報保護	合計
諮詢庁の判断は妥当でないとしたもの	100件 (7.9%)	17件 (5.4%)	117件 (7.4%)
諮詢庁の判断は一部妥当でないとしたもの	219件 (17.3%)	88件 (27.8%)	307件 (19.4%)
小計（諮詢庁の判断は妥当でない（一部妥当でないとしたものを含む）としたもの）			424件 (26.8%)
諮詢庁の判断は妥当であるとしたもの	949件 (74.8%)	212件 (66.9%)	1,161件 (73.2%)
合計	1,268件 (100%)	317件 (100%)	1,585件 (100%)

答申結果の分類

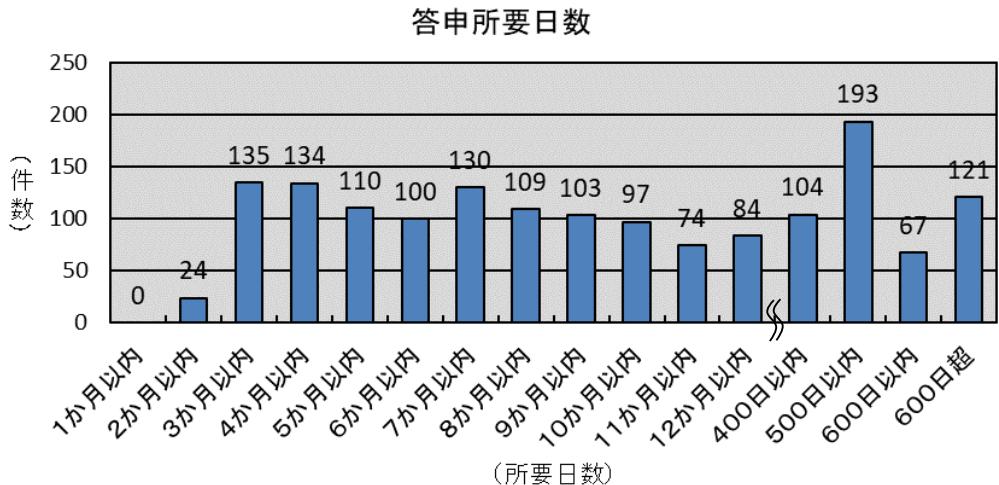


3 平均処理期間・審議回数

令和6年度の答申（1,585件）について、平均処理期間は206.5日、平均審議回数は1.7回であり、最短の事件では50日で処理が終了しており（令和6年度（行情）答申第119号、第771号及び1053号）、最長の事件では2,176日かかっている（令和6年度（行個）答申第655号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は1.2回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は9か月以内で答申を出しており、全体の約4分の3は400日以内に答申を出している。



4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

令和6年度の答申（1,585件）についてみると、

- (1) 審査請求人から口頭意見陳述の聴取を行った実績はない。
- (2) 質問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものはない。
- (3) 令和6年度に審査請求人の口頭意見陳述及び質問庁の口頭説明の聴取を地方において行った実績はない。
- (4) 調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものはない。なお、審査会発足以降の実績は、後掲の別表のとおりである。

5 インカメラ

令和6年度の答申（1,585件）についてみると、対象文書又は対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは888件である。

（注）答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書等が不存在である場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

令和6年度の答申（1,585件）についてみると、質問庁から情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「設置法」という。）9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

（注）ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、質問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書等の内容を整理した資料を提出している場合がある。

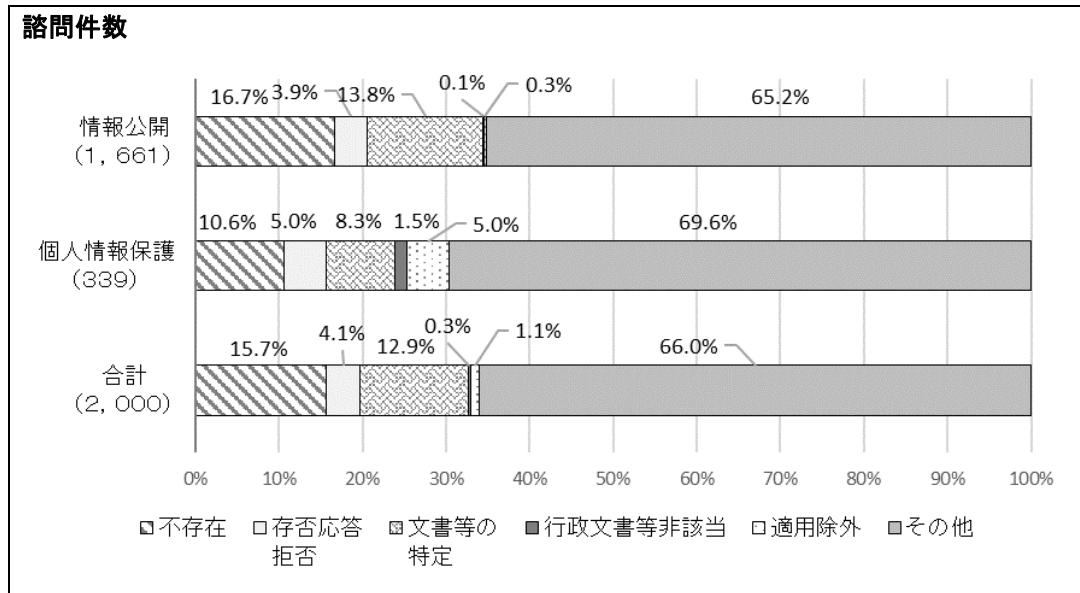
7 特徴のある事件

不存在事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮詢事件については、以下のとおりである。

(諮詢)	(単位: 件)		
	情報公開	個人情報保護	合 計
不存在事件	277	36	313
存否応答拒否事件	65	17	82
文書等の特定を争う事件	230	28	258
逆FOIA事件	0	0	0
行政文書等非該当事件	1	5	6
適用除外事件	5	17	22
その他事件	1,083	236	1,319
合 計	1,661	339	2,000

(注1)「不存在事件」、「存否応答拒否事件」、「文書等の特定を争う事件」、「行政文書等非該当事件」、「適用除外事件」とは、当該特徴のみを争った諮詢事件をいう。以降、本資料において共通。

(注2) 答申に至るまでに争点が変わることにより、分類が変わることがあるので、上記の数は変動することがある。以降、本資料において共通。

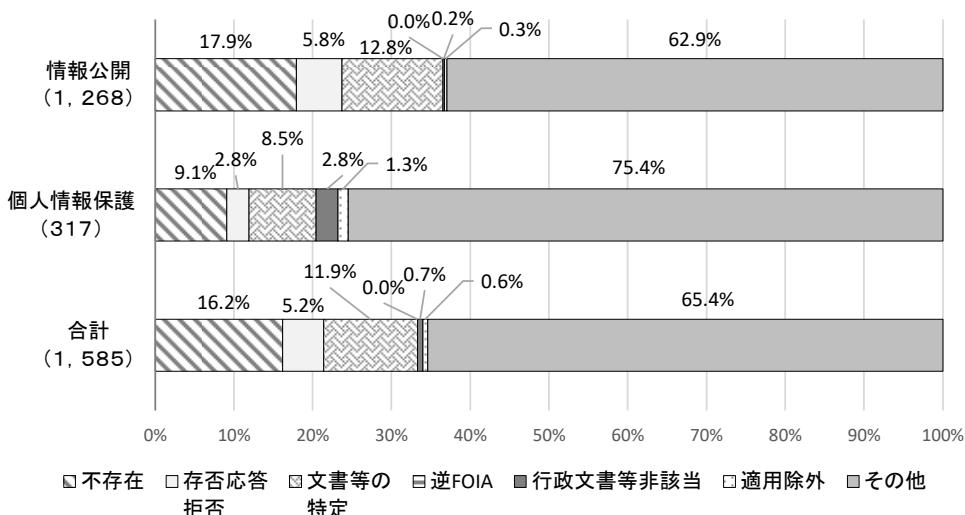


(答申)

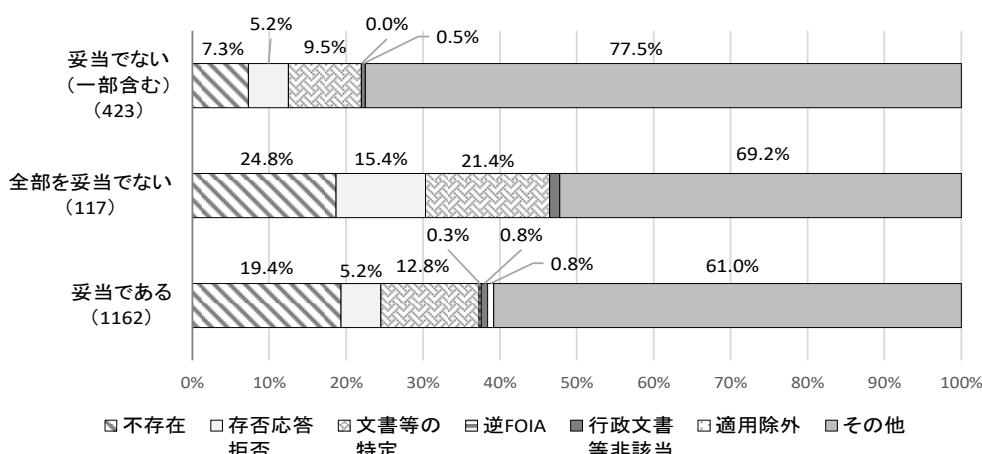
(単位：件)

	答申件数			答申結果別の内訳			
	情報公開	個人情報保護	合計	妥当でない		妥当である	
				全部を妥当でない	一部妥当でない		
不存在事件	227	29	256	31	29	2	225
存否応答拒否事件	74	9	83	22	18	4	61
文書等の特定を争う事件	162	27	189	40	25	15	149
逆FOIA事件	0	0	0	0	0	0	0
行政文書等非該当事件	2	9	11	2	2	0	9
適用除外事件	5	4	9	0	0	0	9
その他事件	798	239	1,037	328	43	285	709
合計	1,268	317	1,585	423	117	306	1,162

答申件数



答申結果別の内訳



7-1 不存在事件

不存在事件については、令和6年度に313件（情報公開277件、個人情報保護36件）の諮詢を受け、令和5年度以前の諮詢も含め、256件（情報公開227件、個人情報保護29件）について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたもの（文書が存在するとしたもの等）は、29件あり、情報公開関連が26件（注1）、個人情報保護関連が3件（注2）である。

（注1）令和6年度（行情）答申第111号、第49号、第60号、第124号、第187号、第228号、第276号、第290号、第320号、第351号、第385号、第396号、第400号、第580号、第958号、第983号、第1054号、第1062号、第1098号、第1128号及び第1135号並びに令和6年度（独情）答申第46号、第101号、108号、第109号及び第110号

（注2）令和6年度（行個）答申第129号、第130号及び第132号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、令和6年度に82件（情報公開65件、個人情報保護17件）の諮詢を受け、令和5年度以前の諮詢も含め、83件（情報公開74件、個人情報保護9件）について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、18件あり、情報公開関連が14件（注1）、個人情報保護関連が4件（注2）である。

（注1）令和6年度（行情）答申第48号、第78号、第79号、第303号、第304号、第425号、第443号、第445号、第912号、第973号及び第1126号並びに令和6年度（独情）答申第2号、第68号及び第78号

（注2）令和6年度（行個）答申第14号、第15号、第74号及び第82号

7-3 文書・保有個人情報の特定を争う事件

文書・保有個人情報の特定を争う事件については、令和6年度に258件（情報公開230件、個人情報保護28件）の諮詢を受け、令和6年度以前の諮詢を含め、189件（情報公開162件、個人情報保護27件）について答申を出している。

この文書等の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、25件あり、情報公開関連が21件（注1）、個人情報保護関連が4件（注2）である。

（注1）令和6年度（行情）答申第44号、第45号、第156号、第158号、第209号、第275号、第418号、第419号、第578号、第579号、第675号、第965号、第1061号、第1113号、第1115号、第1116号及び第1117号並びに令和6年度（独情）答申第5号、第13号、第17号及び第45号

（注2）令和6年度（行個）答申第2号、第3号、第34号及び第50号

7-4 逆FOIA（第三者審査請求）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、令和6年度に諮詢は受けておらず、答申も出していない。

7-5 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、令和6年度に6件（情報公開1件、個人情報保護5件）の諮詢を受け、令和5年度以前の諮詢を含め、11件（情報公開2件、個人情報保護9件）について答申を出している。

この行政文書等非該当事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、2件あり、情報公開関連が1件（注1）、個人情報保護関連が1件（注1）である。

（注1）令和6年度（行情）答申第120号

（注2）令和6年度（行個）答申第5014号

7-6 適用除外事件

適用除外事件については、令和6年度に22件（情報公開5件、個人情報保護17件）の諮詢を受け、令和5年度以前の諮詢を含め、9件（情報公開5件、個人情報保護4件）について答申を出している。

8 その他

原処分について、「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については、次のとおりである。

8-1 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、20件あり、情報公開関連が14件（注1）、個人情報保護関連が6件（注2）である。

（注1）令和6年度（行情）答申第61号、第78号、第79号、第382号、第407号、576号、第577号及び第817号並びに令和6年度（独情）答申第16号、第19号、第20号、第21号、第22号及び第23号

（注2）令和6年度（行個）答申第14号、第15号、第71号、第72号及び第74号並びに令和6年度（独個）答申第13号

8-2 形式上の不備

形式上の不備を理由に不開示とした原処分について、これを取り消すべきとした答申は、5件あり、情報公開関連が4件（注1）、個人情報保護関連が1件（注2）である。

（注1）令和6年度（行情）答申第1号、第388号、第389号及び第607号

（注2）令和6年度（行個）答申第61号

9 総会（委員の全員をもって構成する合議体）及び運営会議

9-1 総会

令和6年度は、設置法6条2項に基づく総会は開催しなかった。

9-2 運営会議

令和6年度は、情報公開・個人情報保護審査会運営規則29条に基づく運営会議は開催しなかった。

10 各部会の調査審議回数

令和6年度における部会の開催状況は、以下のとおりである。

	調査審議回数
第1部会	34回
第2部会	29回
第3部会	29回
第4部会	29回
第5部会	31回

(別表) 答申の調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるもの

	行情	独情
平成 13 年度	55	
平成 14 年度	83、164、181、27 9、395、426、427、 428、429、430、46 9、527	
平成 15 年度	370、454、509、59 0、591	44
平成 16 年度	319、488、555	
平成 17 年度	129、130、133、23 0、231、488	9
平成 18 年度		
平成 19 年度		103
平成 20 年度	262	
平成 21 年度	288、330	6、10
平成 22 年度		
平成 23 年度		
平成 24 年度	537、538	
平成 25 年度	422	

(注 1) 数字は答申番号である。

(注 2) 個人情報保護について、該当する答申はない。

(注 3) なお、平成 26 年度以降は実績がない。

II 情報公開

1 質問・答申件数

令和6年度の質問件数は1, 661件、答申件数は1, 268件である。

なお、平成13年度から令和6年度までの総質問件数は19, 445件、総答申件数は17, 190件であり、令和6年度末時点での審議中の件数は1, 542件である。

○情報公開関連

[令和6年度]

(単位：件)

	質問件数	答申件数	取下件数
行政機関	1, 490	1, 149	28
独立行政法人等	171	119	1
合 計	1, 661	1, 268	29

[平成13年度～令和6年度]

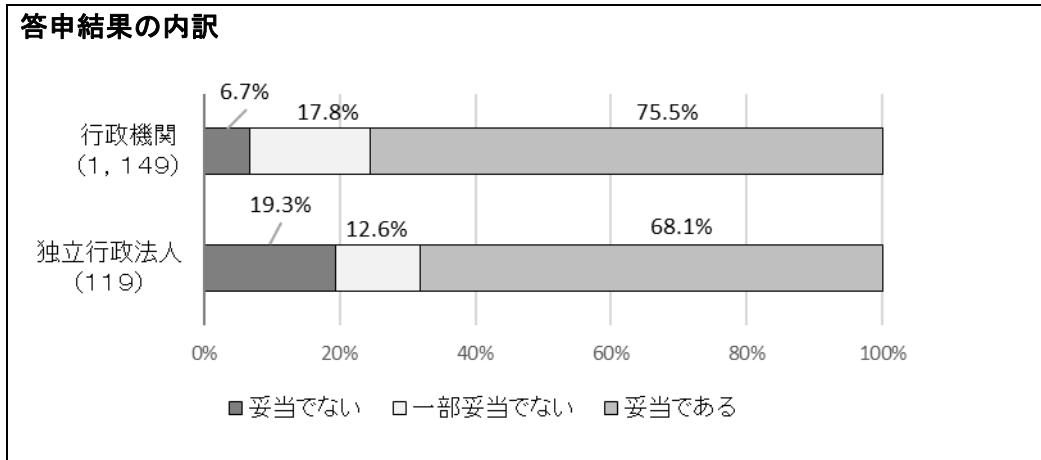
(単位：件)

	質問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (令和6年度末) (a-b-c)
行政機関	17, 446	15, 479	590	1, 377
独立行政法人等	1, 999	1, 711	123	165
合 計	19, 445	17, 190	713	1, 542

2 答申結果の分類

令和6年度に出された答申件数（1, 268件）のうち、質問庁の判断は妥当でないとしたもの（一部妥当でないとしたものを含む。）は、318件（25. 1%）である。

	行政機関	独立行政法人等	合計
質問庁の判断は妥当でないとしたもの	77件 (6. 7%)	23件 (19. 3%)	100件 (7. 9%)
質問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	204件 (17. 8%)	15件 (12. 6%)	218件 (17. 2%)
小計（質問庁の判断は妥当でない（一部妥当でないを含む）としたもの）			318件 (25. 1%)
質問庁の判断は妥当であるとしたもの	868件 (75. 5%)	81件 (68. 1%)	950件 (74. 9%)
合 計	1, 149件 (100%)	119件 (100%)	1, 268件 (100%)

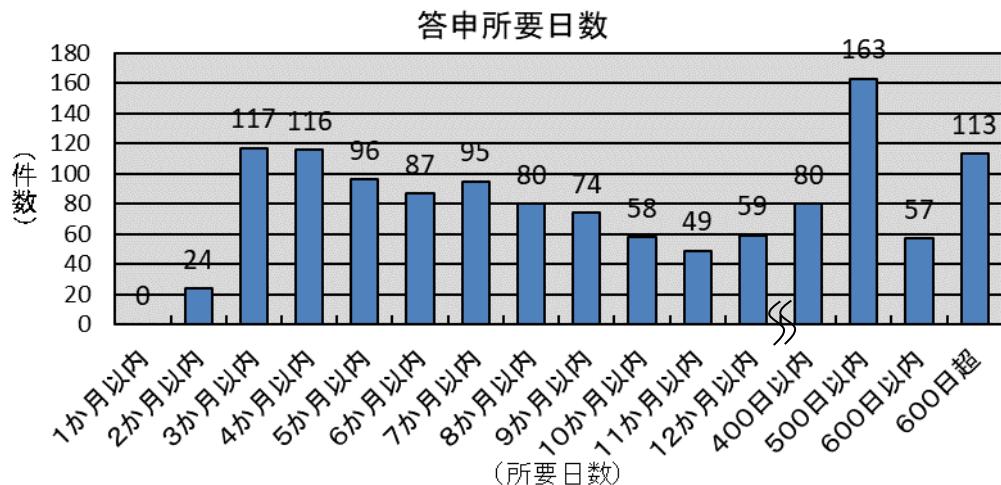


3 平均処理期間・審議回数

令和6年度の答申（1,268件）について、平均処理期間は192.0日、平均審議回数は1.5回であり、最短の事件では50日で処理が終了しており（令和6年度（行情）答申第1119号、第771号及び第1053号）、最長の事件では2,176日かかっている（令和6年度（行情）答申第655号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は1.0回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は9か月以内で答申を出しており、全体の約4分の3は400日以内に答申を出している。



4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

令和6年度の答申（1,268件）についてみると、審査請求人から口頭意見陳述の聴取を行った実績はなく、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものもない。また、調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものもない。

5 インカメラ

令和6年度の答申（1,268件）についてみると、対象文書を見分したとの記載があるのは700件となっている。

（注）答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が不存在である場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

令和6年度の答申（1,268件）についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

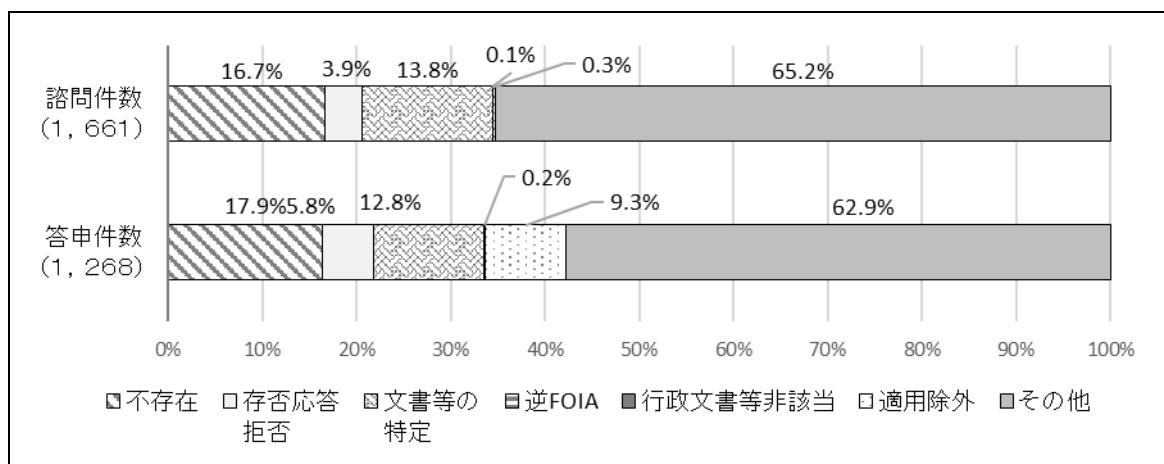
（注）ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書の内容を整理した資料を提出している場合がある。

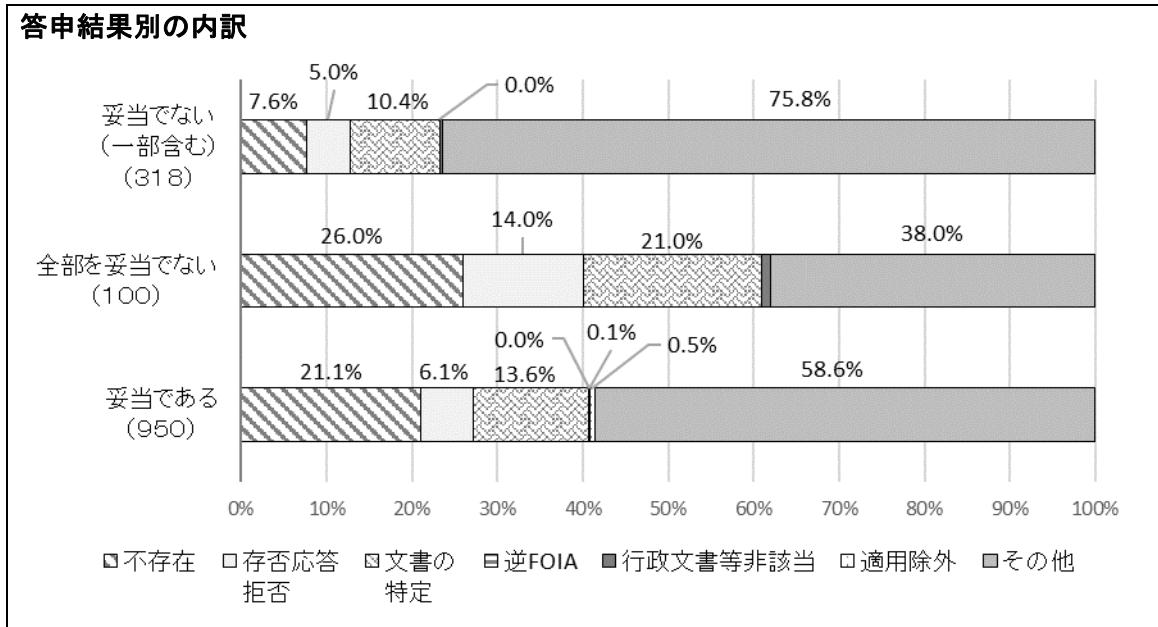
7 特徴のある事件

不存在事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については、以下のとおりである。

（単位：件）

	諮問 件数	答申 件数	答申結果別の内訳			
			妥当でない		妥当 である	
			全部を 妥当でない	一部妥当 でない		
不存在事件	277	227	27	26	1	200
存否応答拒否事件	65	74	16	14	2	58
文書の特定を争う事件	230	162	33	21	12	129
逆FOIA事件	0	0	0	0	0	0
行政文書等非該当事件	1	2	1	1	0	1
適用除外事件	5	5	0	0	0	5
その他事件	1,083	798	241	38	203	557
合計	1,661	1,268	318	100	218	950





7-1 不存在事件

不存在事件については、令和6年度に277件の諮詢を受け、令和5年度以前の諮詢も含め、227件について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたもの（文書が存在するとしたもの等）は、26件（注）である。

（注）令和6年度（行情）答申第11号、第49号、第60号、第124号、第187号、第228号、第276号、第290号、第320号、第351号、第385号、第396号、第400号、第580号、第958号、第983号、第1054号、第1062号、第1098号、第1128号及び第1135号並びに令和6年度（独情）答申第46号、第101号、108号第109号及び第110号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、令和6年度に65件の諮詢を受け、令和5年度以前の諮詢も含め、74件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、14件（注）である。

（注）令和6年度（行情）答申第48号、第78号、第79号、第303号、第304号、第425号、第443号、第445号、第912号、第973号及び第1126号並びに令和6年度（独情）答申第2号、第68号及び第78号

7-3 文書の特定を争う事件

文書の特定を争う事件については、令和6年度に230件の諮詢を受け、令和5年度以前の諮詢を含め、162件について答申を出している。

この文書の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、21件（注）である。

（注）令和6年度（行情）答申第44号、第45号、第156号、第158号、第209号、第275号、第418号、第419号、第578号、第579号、第675号、第965号、第10

61号、第1113号、第1115号、第1116号及び第1117号並びに令和6年度（独情）答申第5号、第13号、第17号及び第45号

7-4 逆FOIA（第三者審査請求）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、令和6年度に諮問は受けておらず、答申も出していない。

7-5 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、令和6年度に1件の諮問を受け、令和5年度以前の諮問も含め、2件の答申を出している。

この行政文書等非該当事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、1件（注）である。

（注）令和6年度（行情）答申第120号

7-6 適用除外事件

適用除外事件については、令和6年度に5件の諮問を受け、令和5年度以前の諮問も含め、5件の答申を出している。

8 その他

原処分について、「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については、次のとおりである。

8-1 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、14件（注）である。

（注）令和6年度（行情）答申第61号、第78号、第79号、第382号、第407号、576号、第577号及び第817号並びに令和6年度（独情）答申第16号、第19号、第20号、第21号、第22号及び第23号

8-2 形式上の不備

形式上の不備を理由に不開示とした原処分について、これを取り消すべきとした答申は、4件（注）である。

（注）令和6年度（行情）答申第1号、第388号、第389号及び第607号

III 個人情報保護

1 質問・答申件数

令和6年度の質問件数は339件、答申件数は317件である。

なお、平成17年度から令和6年度までの総質問件数は5,114件、総答申件数は4,695件であり、令和6年度末時点で審議中の件数は273件である。

○個人情報保護関連

[令和6年度]

(単位：件)

	質問件数	答申件数	取下件数
行政機関	272	231	13
独立行政法人等	67	86	2
合 計	339	317	15

(単位：件)

	行政機関			独立行政法人等		
	質問件数	答申件数	取下件数	質問件数	答申件数	取下件数
開示請求関連	261	218	13	56	78	1
訂正請求関連	10	12	0	4	2	1
利用停止請求関連	1	1	0	7	6	0
合 計	272	231	13	67	86	2

[平成17年度～令和6年度]

(単位：件)

	質問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (令和6年度末) (a-b-c)	
				行政機関	独立行政法人等
行政機関	3,963	3,628	114	221	
開示請求	3,550	3,226	106	218	
訂正請求	294	286	5	3	
利用停止請求	119	116	3	0	
独立行政法人等	1,151	1,067	32	52	
開示請求	995	921	28	46	
訂正請求	122	114	4	4	
利用停止請求	34	32	0	2	
合 計	5,114	4,695	146	273	
開示請求	4,545	4,147	134	264	
訂正請求	416	400	9	7	
利用停止請求	153	148	3	2	

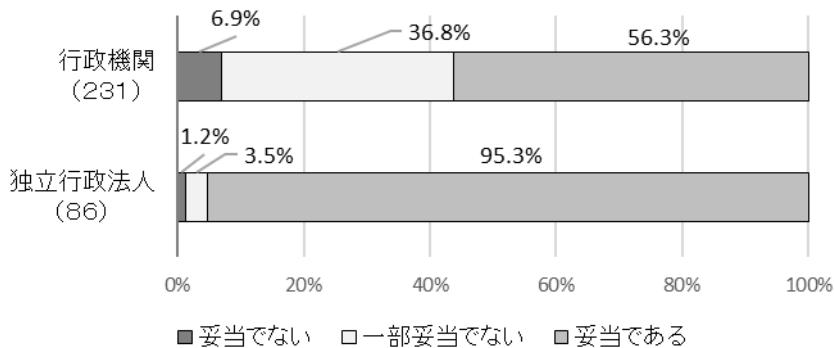
(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は質問時の別による。

2 答申結果の分類

令和6年度に出された答申件数（317件）のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの（一部妥当でないとしたものを含む。）は、105件（33.1%）である。

	行政機関	独立行政法人等	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	16件 (6.9%)	1件 (1.2%)	17件 (5.4%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	85件 (36.8%)	3件 (3.5%)	88件 (27.8%)
小計（諮問庁の判断は妥当でない（一部妥当でないとしたものを含む。）としたもの）			105件 (33.1%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	130件 (56.3%)	82件 (95.3%)	212件 (66.9%)
合 計	231件 (100%)	86件 (100%)	317件 (100%)

答申結果の内訳

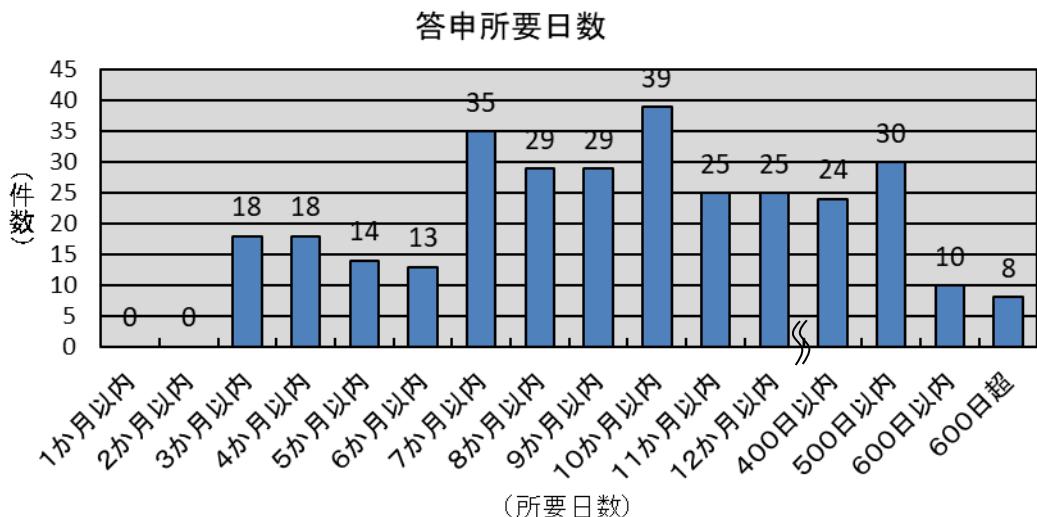


3 平均処理期間・審議回数

令和6年度の答申（317件）について、平均処理期間は264.3日、平均審議回数は2.2回であり、最短の事件では63日で処理が終了しており（令和6年度（行個）答申第115号）、最長の事件では1,381日かかっている（令和6年度（行個）答申第5003号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は、1.3回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は9か月以内で答申を出しており、全体の約4分の3は12か月以内に答申を出している。



4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

令和6年度の答申（317件）についてみると、審査請求人から口頭意見陳述の聴取を行った実績はなく、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものもない。また、調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものもない。

5 インカメラ

令和6年度の答申（317件）についてみると、対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは188件となっている。

（注）答申の調査審議の経過欄に、「本件対象保有個人情報の見分」等と記載されている答申数である。

対象保有個人情報が不存在である場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

6 ヴォーンインデックス

令和6年度の答申（317件）についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

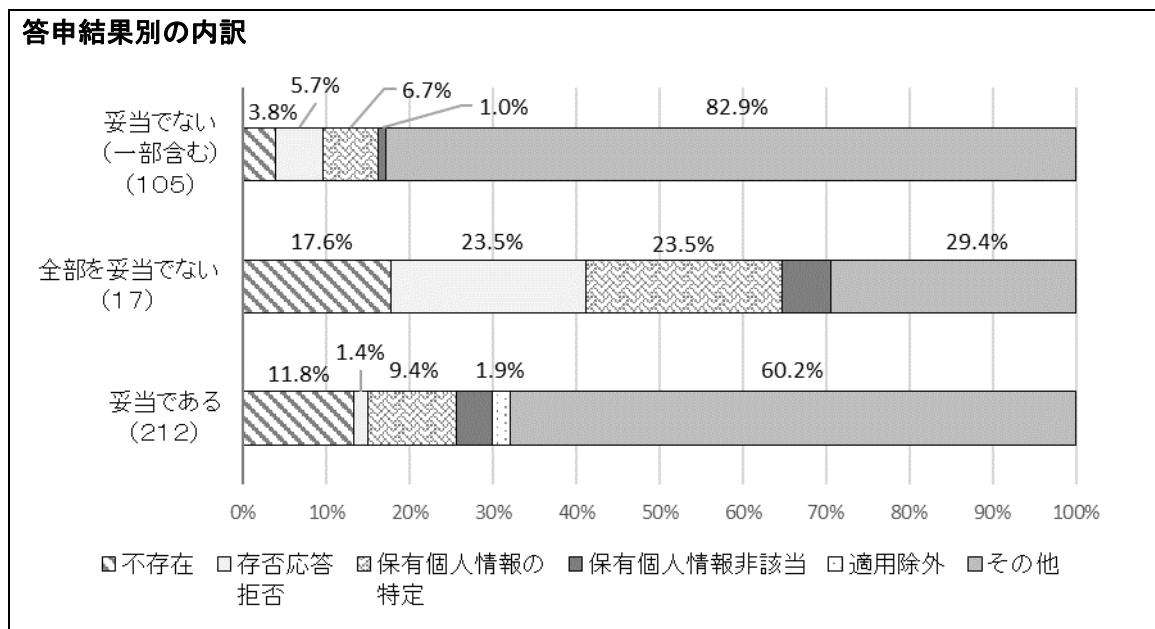
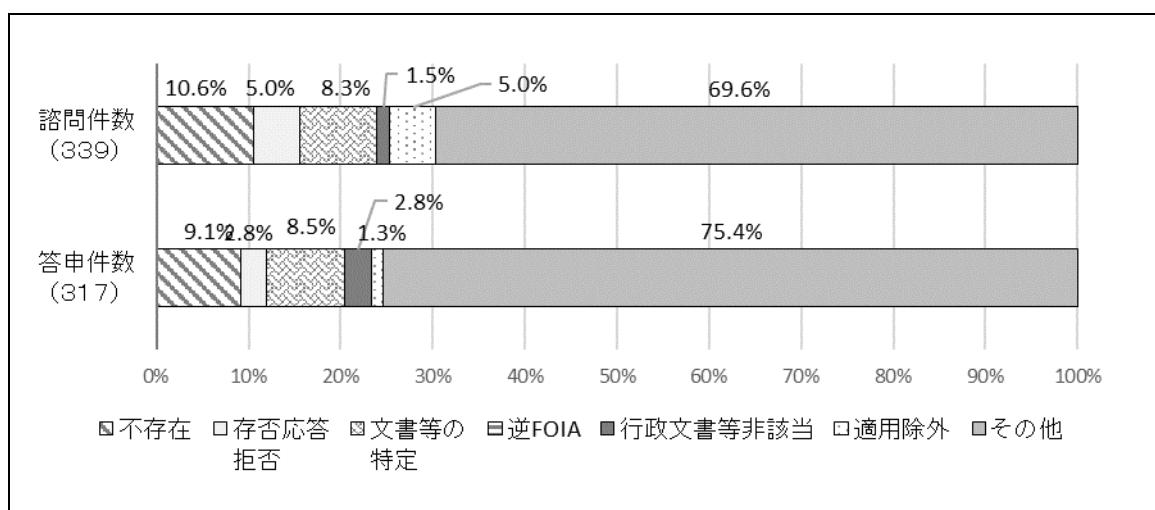
（注）ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて対象保有個人情報の内容を整理した資料を提出している場合がある。

7 特徴のある事件

不存在事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については、以下のとおりである。

(単位：件)

	諮詢 件数	答申 件数	答申結果別の内訳			
			妥当でない		妥当 である	
			全部を 妥当でない	一部妥当 でない		
不存在事件	36	29	4	3	1	25
存否応答拒否事件	17	9	6	4	2	3
保有個人情報の特定を争う事件	28	23	7	4	3	20
逆FOIA事件	0	0	0	0	0	0
保有個人情報非該当事件	5	9	1	1	0	8
適用除外事件	17	4	0	0	0	4
その他事件	236	239	87	5	82	152
合 計	339	317	105	17	88	212



7-1 不存在事件

不存在事件については、令和6年度で36件の諮詢を受け、令和5年度以前の諮詢も含め、29件について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものの（個人情報が存在するとしたもの等）は、3件（注）である。

（注）令和6年度（行個）答申第129号、第130号及び第132号

7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、令和6年度に17件の諮詢を受け、令和5年度以前の諮詢も含め、9件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、4件（注）である。

（注）令和6年度（行個）答申第14号、第15号、第74号及び第82号

7-3 保有個人情報の特定を争う事件

保有個人情報の特定を争う事件については、令和6年度に28件の諮詢を受け、令和5年度以前の諮詢を含め、27件について答申を出している。

この保有個人情報の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、4件（注）である。

（注）令和6年度（行個）答申第2号、第3号、第34号及び第50号

7-4 逆FOIA（第三者審査請求）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、令和6年度に諮詢を受けておらず、答申も出していない。

7-5 保有個人情報非該当事件

保有個人情報非該当事件については、令和6年度に5件の諮詢を受け、令和5年度以前の諮詢も含め、9件の答申を出している。

この保有個人情報非該当性を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとしたものは、1件（注）である。

（注）令和6年度（行個）答申第5014号

7-6 適用除外事件

適用除外事件については、令和6年度に17件の諮詢を受け、令和5年度以前の諮詢を含め、4件について答申を出している。

8 その他

原処分について、「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については、次のとおりである。

8-1 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとし

た答申は、6件（注）である。

（注）令和6年度（行個）答申第14号、第15号、第71号、第72号及び第74号並びに令和6年度（独個）答申第13号

8—2 形式上の不備

形式上の不備を理由に不開示とした原処分について、これを取り消すべきとした答申は、1件（注）である。

（注）令和6年度（行個）答申第61号

IV 付言の実績

当審査会では、答申において、諮問庁（又は処分庁）における情報公開・個人情報保護制度の運用が不適切である場合や、同制度の運用そのものの問題ではないとしても、同制度の円滑かつ適切な運用を行うために必要な措置について付言を行うことがある。

令和6年度の答申を整理すると、276件の答申において付言がみられ、開示決定等の理由の提示など13の項目にわたって意見が述べられている。

主な項目別件数としては、諮問の遅れ・早期諮問に関する付言（122件）が最も多く、続いて、開示決定等の理由の提示（56件）、開示決定等における対象文書の表記に関する付言（35件）、開示決定等通知書の不適切な記載に関する付言（28件）などという順になっている。

各項目の主な付言の該当部分は、以下のとおりである。

（注） 一つの答申において、複数の項目にわたって付言しているものもある。

1) 諒問の遅れ・早期諮問について付言したもの（122件）

- ・ 本件は、審査請求から諮問までに約5年10か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

（令和6年度（行情）答申第4号）

- ・ 原処分に係る審査請求については、審査請求から諮問までに約2年6か月が経過しているところ、本件審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難いから、「簡易迅速な手続」による処理とはい難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

（令和6年度（行情）答申第830号）

など

2) 開示決定等の理由の提示について付言したもの（56件）

- ・ 本件開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」では、その多くの部分において、法5条各号の条文の規定を引き写しており、本件対象文書のうちそれらに当たる情報が各規定に「該当するため、不開示とした」旨記載している。

本件においては、審査請求人が理由の提示の不備を争っておらず、不開示部分の開示等を求めていること等にも鑑み、原処分を取り消すまでには至らないものの、不開示とした部分及びその理由を具体的に特定していない開示決定等は、法5条及び行政手続法8条1項の規定に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後、関係各規定を踏まえて適切な処分理由の記載を徹底する必要がある。

(令和6年度（行情）答申第154号)

- ・ 本件開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」では、それぞれの不開示理由について、法5条各号の条文の規定を引き写して記載している。

本件においては、不開示部分に関する記載が簡潔ながら認められ、どのような種類の情報が、どのような理由により不開示とされたのかが全く了知できないわけではないことから、理由の提示に不備があるとして原処分を取り消すまでには至らないが、不開示とした理由を具体的に記載していない開示決定等は、法5条及び行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後、関係各規定を踏まえて適切な処分理由の記載を徹底することが望まれる。

(令和6年度（行情）答申第1058号)

など

3) 開示決定等における対象文書の表記について付言したもの（35件）

- ・ 処分庁は、本件開示請求を受けて特定した行政文書の名称として、本件開示請求書に記載された文書名と同一の文書名を本件開示決定通知書に記載した上で、本件対象文書を一部開示したものであるが、本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、特定した行政文書の名称を具体的に記載すべきであるから、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

(令和6年度（行情）答申第353号)

など

4) 開示決定等通知書の不適切な記載について付言したもの（28件）

- ・ 処分庁は、本件開示決定通知において、「法82条1項の規定に基づき、下記のとおり全部開示しないことに決定した」旨記載しているが、同項は請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する際の根拠条文である。本件開示決定は、同条2項の全部を開示しないときに該当するものであることから、開示決定通知書にはその旨を記載すべきであった。処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

(令和6年度（行個）答申第47号)

など

5) 開示決定の迅速・的確化について付言したもの（26件）

- ・ 処分庁は、令和3年12月4日付けの開示請求に対して、法10条2項を適用して開示決定等の期限の延長を行わず、令和5年5月9日付けで原処分を行っている。このことは、法の規定に反した不適切な措置であったと認められ、今後は適切な対応が望まれる。

(令和6年度（行情）答申第339号)

など

6) 文書等の特定について付言したもの（12件）

- ・ 質問庁の説明（上記2（1）ア及びイ）から、処分庁及び質問庁は、本件開示請求に対し、その趣旨を限定的に解釈して対応したことがうかがわれるが、かかる対応は、本件開示請求書に限定的な記載がないことから、法1条及び3条の趣旨に照らし、不適切といわざるを得ない。

開示請求内容に合致する文書が複数存在する場合には、その全てを対象文書として特定した上で開示決定等を行う必要があり、仮に開示請求の趣旨に疑義がある場合には、開示請求者にその趣旨を確認するか請求文言の補正を求めるべきである。

処分庁及び質問庁は、開示請求に対する文書の特定に当たり、開示請求の趣旨を的確に把握した上で、十分な確認を行う等、適切な対応をすることが望まれる。

（令和6年度（行情）答申第131号）
など

- ・ 処分庁は、本件開示請求の時点で別紙の3に掲げる文書を保有していたにもかかわらず、原処分において当該文書の特定を行わなかった。原処分における文書の特定についての検討が不十分であったことは明らかであり、処分庁は、原処分において漫然と文書の特定を行ったのではないかといった疑問、疑念すら生じさせる。また、質問庁についても上記第3の3の記載のとおり、原処分における文書の特定について妥当とする判断をしており、確認が不十分であったと認められる。

処分庁の原処分における対応及び質問庁の審査請求に対する質問における対応は遺憾というほかない。

このような本件における処分庁及び質問庁の対応は、極めて不誠実なものであり、当審査会の審議に支障を生じさせ、「簡易迅速な手続」による処理の妨げとなるものである。処分庁及び質問庁は、今後の開示決定等及び審査請求への対応に当たっては、このような不誠実な対応をすることのないよう慎重かつ適切に対応することが強く望まれる。

（令和6年度（行情）答申第387号）
など

7) 開示・不開示の判断について付言したもの（11件）

- ・ 原処分において全部不開示としていた文書6については、審査請求を受けて一転して一部開示するとした上、その後改めて検討した結果、更に一部を追加開示するとしており、開示決定時点における不開示情報該当性についての検討が十分でなかったといわざるを得ない。今後処分庁においては、開示請求に対して、適正、的確かつ慎重に対応するよう留意されたい。

（令和6年（行情）答申第910号及び同第911号）
など

- ・ 処分庁は、原処分1において、本来不開示とすべき個人の印影等及び特定法人の口座

情報について誤って開示決定している。このような事態は、法が保護しようとする法益の侵害を招くものであり、処分庁においては、今後、同様のことがないよう正確かつ慎重な対応をすべきである。

(令和6年度（行個）答申第197及び同第199号)
など

8) 情報提供について付言したもの（11件）

- ・ 本件開示請求は、法3条の規定に基づくものであり、個人情報の保護に関する法律（以下「個情法」という。）76条1項の規定に基づくものではないが、本件開示請求書の記載からすると、審査請求人本人に関する情報の開示を求めるものであることは明白である。これについて、当審査会事務局職員をして諮詢庁に確認させたところ、開示請求書を受け付けた後補正を求めたり、個情法に基づく請求を案内したりするといった対応はしておらず、現状において審査請求人は、個情法に基づく請求は行っていないとのことであった。

そうすると、処分庁は、個情法に基づく開示請求をするよう教示すべきであったといえる。今後、開示請求に係る事務手続において、必要に応じて適切な教示をするなど、的確な対応が望まれる。

(令和6年度（行情）答申第487号)
など

9) 開示の実施手続について付言したもの（7件）

- ・ 訒問庁の作成する「情報公開事務処理の手引」の提示を受け、当審査会において確認したところ、対象行政文書を紙媒体と電磁的記録の両方で保有している場合については、開示請求者にその旨を教示し、あらかじめ対象行政文書を特定してもらうよう示されていた。当該手引のとおり対応していれば、審査請求人の主張する開示決定実施文書の媒体や開示実施手数料について、相応の意思疎通が図られたものと考えられる。

上記1（7）のとおり、電磁的記録の特定及び紙媒体をスキャナで取り込んだものの交付については審査会の判断するところではないが、現段階における処分庁の取るべき対応としては、行政文書が電磁的記録の場合についても開示の実施の方法等を示し、媒体に応じた開示実施の在り方について、審査請求人の意向を改めて確認したうえで、開示の実施を行うなど、当該手引に準拠した対応を行うことが望ましいと考えられる。

(令和6年度（行情）答申第91号)
など

- ・ 訒問庁自ら、理由説明書（上記第3の3（2）オ）で述べているとおり、実施文書において、不開示部分のマスキング漏れと考えられる箇所が散見される。これらは箇所によつては、個人情報の特定につながりかねない事態を生じさせるものであり、処分庁は開示の実施に当たっては、厳格に対処すべきである。

(令和6年度（行情）答申第152号)

など

10) 文書管理について付言したもの（5件）

- 国税庁行政文書管理規則等に照らし、保存期間が延長されたにもかかわらず、その期間内に本件対象保有個人情報が記録された本件文書を廃棄したことは、公文書等の管理に関する法律にもとる行為であり、これは、行政文書の管理意識の欠如に起因するものと思われるから、処分庁においては、今後適切な行政文書の管理等を行うことが求められる。

（令和6年度（行個）答申第95号）

など

- 一般に、政策決定等に当たり、省内で幹部への説明、協議、打合せ等に使用された資料や結果が記載された資料等については、担当においてその旨を記載して手元保管し、年度終了後、行政文書ファイルに保存することにより、相当の期間が経過した後においても、当該行政文書ファイルが保存されていれば、当該文書を容易に特定することが可能であるといえる。本件の生活保護費の見直しのような重要な政策決定等に当たっては、通常、省内で幹部に対して説明、協議、打合せ等が行われているものと考えられる。

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）4条において、行政機関の職員は、同法1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成すること、さらに、同法5条及び6条において、文書の適切な整理及び保存が義務付けられているところである。

行政文書ファイルが保存されているにもかかわらず、その探索によっても本件対象文書の存在を確認できなかったとする諮問庁の説明に鑑みると、処分庁においては、今後、公文書管理法の趣旨、規定を踏まえ、行政文書の適切な保存、管理に努めることが望まれる。

（令和6年度（行情）答申第610号）

など

11) 審査会への対応について付言したもの（4件）

- 本件では、原処分についての審査請求に係る理由説明書の「3 審査請求人の主張について（1）」において、上記2（1）エの諮問庁の説明のとおり、誤った記載をしていることが認められる。理由説明書のかかる記載は、諮問庁における適切な検討の結果されたものとはいひ難く、諮問庁は諮問に当たり事実関係の確認を怠り、検討をしないままに、原処分を維持することを妥当とする結論ありきの説明を漫然と行ったのではないかといった疑問・疑念すら生じさせる。

理由説明書には、原処分の決定についての諮問庁の考え方及び理由を記載するものであることから、その前提となる事実関係について事実に反する説明を記載することは、

審査請求人を混乱させ、無用な不信感を生じさせることになるのみならず、当審査会の円滑な審議にも支障を与えるものであり、諮問庁の対応は慎重さを欠き、不適切といわざるを得ない。諮問庁においては、今後、理由説明書を作成する際は、同様の事態を生じさせないよう、事実関係の十分な確認を行うなど、正確かつ慎重な対応が望まれる。

(令和6年度(行情)答申第332号)

など

12) 補正に関する対応について付言したもの(2件)

- ・ 本件対象文書1、本件対象文書2及び本件対象文書5について、開示請求に際し個人名を指定した記載となっていないことから、特定の個人と結びつけたものでなく飽くまで懲戒処分を受けた職員に関する情報の入手を意図するものであったとも考えられるところ、処分庁の行った求補正は、個人名の追記及び本件対象文書5につきどのような内容のメール開示を希望するか回答を求めるものとなっている。

懲戒処分に係る事案に関して、該当の個人名を示して文書の開示請求が行われるような場合、行政機関等において個人が識別できる状態で当該事案を公表している等の事情がなければ、請求の対象となった文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すること(存否応答拒否)が認められることがあり、これは、当審査会の過去の答申においても示されているところである。そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、職員の懲戒処分事案に関して九州大学が実名入りで公表を行っていたといった、開示請求の時点において該当の個人名が公知のものであったと解すべき事情は認められなかつたとのことである。

開示請求の意図が必ずしも明確でない状況にあったこのような場合、特定の個人と結びつけて事案の特定を求めるることは、結果として存否応答拒否が可能となる方向に誘導することになりかねず、そのような求補正は避けるべきであり、今後、処分庁においては、適切に対応することが望まれる。

(令和6年度(独情)答申第118号)

など

13) その他について付言したもの(1件)

- ・ 審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(1)イ)において、31年裁決と原処分との処分内容の矛盾点を主張していることに鑑みれば、理由説明書におけるその説明は必ずしも十分なものとは認められず、処分庁において、今後、このような事案については、適切に説明を尽くすべきものと考える。

(令和6年度(行情)答申第575号)

【参考】令和6年度に付言を行った答申一覧

区 分	答 申 番 号
1) 質問の遅れ・早期質問について付言したもの（122件）	令和6年度（行情）答申第4号 令和6年度（行情）答申第10号 令和6年度（行情）答申第46号 令和6年度（行情）答申第47号 令和6年度（行情）答申第158号 令和6年度（行情）答申第160号 令和6年度（行情）答申第162号 令和6年度（行情）答申第190号 令和6年度（行情）答申第191号 令和6年度（行情）答申第226号 令和6年度（行情）答申第240号 令和6年度（行情）答申第259号 令和6年度（行情）答申第270号 令和6年度（行情）答申第279号 令和6年度（行情）答申第319号 令和6年度（行情）答申第327号 令和6年度（行情）答申第328号 令和6年度（行情）答申第329号 令和6年度（行情）答申第344号 令和6年度（行情）答申第345号 令和6年度（行情）答申第346号 令和6年度（行情）答申第347号 令和6年度（行情）答申第348号 令和6年度（行情）答申第349号 令和6年度（行情）答申第352号 令和6年度（行情）答申第378号 令和6年度（行情）答申第388号 令和6年度（行情）答申第389号 令和6年度（行情）答申第390号 令和6年度（行情）答申第392号 令和6年度（行情）答申第393号 令和6年度（行情）答申第394号 令和6年度（行情）答申第395号 令和6年度（行情）答申第399号 令和6年度（行情）答申第401号 令和6年度（行情）答申第415号

	令和6年度（行情）答申第417号
	令和6年度（行情）答申第447号
	令和6年度（行情）答申第448号
	令和6年度（行情）答申第450号
	令和6年度（行情）答申第494号
	令和6年度（行情）答申第495号
	令和6年度（行情）答申第509号
	令和6年度（行情）答申第523号
	令和6年度（行情）答申第524号
	令和6年度（行情）答申第556号
	令和6年度（行情）答申第557号
	令和6年度（行情）答申第558号
	令和6年度（行情）答申第559号
	令和6年度（行情）答申第573号
	令和6年度（行情）答申第599号
	令和6年度（行情）答申第656号
	令和6年度（行情）答申第658号
	令和6年度（行情）答申第662号
	令和6年度（行情）答申第663号
	令和6年度（行情）答申第680号
	令和6年度（行情）答申第703号
	令和6年度（行情）答申第704号
	令和6年度（行情）答申第710号
	令和6年度（行情）答申第711号
	令和6年度（行情）答申第712号
	令和6年度（行情）答申第718号
	令和6年度（行情）答申第732号
	令和6年度（行情）答申第733号
	令和6年度（行情）答申第740号
	令和6年度（行情）答申第756号
	令和6年度（行情）答申第757号
	令和6年度（行情）答申第812号
	令和6年度（行情）答申第813号
	令和6年度（行情）答申第814号
	令和6年度（行情）答申第823号
	令和6年度（行情）答申第825号
	令和6年度（行情）答申第830号
	令和6年度（行情）答申第843号
	令和6年度（行情）答申第851号

	令和6年度（行情）答申第854号
	令和6年度（行情）答申第855号
	令和6年度（行情）答申第856号
	令和6年度（行情）答申第857号
	令和6年度（行情）答申第858号
	令和6年度（行情）答申第866号
	令和6年度（行情）答申第871号
	令和6年度（行情）答申第884号
	令和6年度（行情）答申第885号
	令和6年度（行情）答申第886号
	令和6年度（行情）答申第887号
	令和6年度（行情）答申第919号
	令和6年度（行情）答申第937号
	令和6年度（行情）答申第952号
	令和6年度（行情）答申第953号
	令和6年度（行情）答申第957号
	令和6年度（行情）答申第958号
	令和6年度（行情）答申第959号
	令和6年度（行情）答申第960号
	令和6年度（行情）答申第961号
	令和6年度（行情）答申第962号
	令和6年度（行情）答申第963号
	令和6年度（行情）答申第965号
	令和6年度（行情）答申第984号
	令和6年度（行情）答申第991号
	令和6年度（行情）答申第992号
	令和6年度（行情）答申第993号
	令和6年度（行情）答申第995号
	令和6年度（行情）答申第996号
	令和6年度（行情）答申第1030号
	令和6年度（行情）答申第1042号
	令和6年度（行情）答申第1043号
	令和6年度（行情）答申第1054号
	令和6年度（行情）答申第1055号
	令和6年度（行情）答申第1059号
	令和6年度（行情）答申第1066号
	令和6年度（行情）答申第1105号
	令和6年度（行情）答申第1112号
	令和6年度（行情）答申第1113号

	令和6年度（行情）答申第1116号 令和6年度（行情）答申第1117号 令和6年度（行情）答申第1118号 令和6年度（行情）答申第1120号 令和6年度（行情）答申第1128号 令和6年度（行情）答申第1130号
	令和6年度（行個）答申第5012号 令和6年度（行個）答申第5013号
2) 開示決定等の理由の提示について付言したもの（56件）	令和6年度（行情）答申第59号 令和6年度（行情）答申第62号 令和6年度（行情）答申第63号 令和6年度（行情）答申第64号 令和6年度（行情）答申第65号 令和6年度（行情）答申第66号 令和6年度（行情）答申第67号 令和6年度（行情）答申第68号 令和6年度（行情）答申第120号 令和6年度（行情）答申第131号 令和6年度（行情）答申第154号 令和6年度（行情）答申第155号 令和6年度（行情）答申第161号 令和6年度（行情）答申第165号 令和6年度（行情）答申第237号 令和6年度（行情）答申第272号 令和6年度（行情）答申第314号 令和6年度（行情）答申第403号 令和6年度（行情）答申第415号 令和6年度（行情）答申第420号 令和6年度（行情）答申第433号 令和6年度（行情）答申第434号 令和6年度（行情）答申第435号 令和6年度（行情）答申第436号 令和6年度（行情）答申第441号 令和6年度（行情）答申第485号 令和6年度（行情）答申第507号 令和6年度（行情）答申第537号 令和6年度（行情）答申第573号 令和6年度（行情）答申第719号 令和6年度（行情）答申第763号

	令和6年度（行情）答申第895号 令和6年度（行情）答申第940号 令和6年度（行情）答申第972号 令和6年度（行情）答申第1054号 令和6年度（行情）答申第1055号 令和6年度（行情）答申第1058号 令和6年度（行情）答申第1128号 令和6年度（行情）答申第1140号 令和6年度（行情）答申第1146号 令和6年度（行情）答申第1148号 令和6年度（独情）答申第14号 令和6年度（独情）答申第18号 令和6年度（独情）答申第43号 令和6年度（独情）答申第44号 令和6年度（独情）答申第56号 令和6年度（独情）答申第65号 令和6年度（独情）答申第89号 令和6年度（独情）答申第94号 令和6年度（独情）答申第97号 令和6年度（独情）答申第113号 令和6年度（独情）答申第114号 令和6年度（独情）答申第117号 令和6年度（独情）答申第118号 令和6年度（行個）答申第79号 令和6年度（独個）答申第41号
3) 開示決定等における対象文書の標記について付言したもの（35件）	令和6年度（行情）答申第156号 令和6年度（行情）答申第259号 令和6年度（行情）答申第341号 令和6年度（行情）答申第353号 令和6年度（行情）答申第413号 令和6年度（行情）答申第603号 令和6年度（行情）答申第720号 令和6年度（行情）答申第917号 令和6年度（行情）答申第969号 令和6年度（行情）答申第1043号 令和6年度（行情）答申第1061号 令和6年度（行情）答申第1146号 令和6年度（行情）答申第1148号 令和6年度（行個）答申第2号

	令和6年度（行個）答申第3号 令和6年度（行個）答申第37号 令和6年度（行個）答申第38号 令和6年度（行個）答申第39号 令和6年度（行個）答申第48号 令和6年度（行個）答申第75号 令和6年度（行個）答申第76号 令和6年度（行個）答申第78号 令和6年度（行個）答申第87号 令和6年度（行個）答申第88号 令和6年度（行個）答申第93号 令和6年度（行個）答申第111号 令和6年度（行個）答申第126号 令和6年度（行個）答申第148号 令和6年度（行個）答申第149号 令和6年度（行個）答申第197号 令和6年度（行個）答申第199号 令和6年度（行個）答申第214号 令和6年度（行個）答申第215号 令和6年度（行個）答申第5003号 令和6年度（独個）答申第9号
4) 開示決定等通知書の不適切な記載について付言したもの（28件）	令和6年度（行情）答申第51号 令和6年度（行情）答申第823号 令和6年度（行情）答申第244号 令和6年度（行情）答申第259号 令和6年度（行情）答申第332号 令和6年度（行情）答申第352号 令和6年度（行情）答申第403号 令和6年度（行情）答申第415号 令和6年度（行情）答申第420号 令和6年度（行情）答申第573号 令和6年度（行情）答申第773号 令和6年度（行情）答申第774号 令和6年度（行情）答申第775号 令和6年度（行情）答申第776号 令和6年度（行情）答申第777号 令和6年度（行情）答申第778号 令和6年度（行情）答申第780号 令和6年度（行情）答申第781号

	令和6年度（行情）答申第782号 令和6年度（行情）答申第893号 令和6年度（行情）答申第1058号 令和6年度（行情）答申第1146号 令和6年度（行情）答申第1148号 令和6年度（独情）答申第14号 令和6年度（独情）答申第16号
	令和6年度（行個）答申第47号 令和6年度（行個）答申第126号 令和6年度（行個）答申第197号
5) 開示決定の迅速・的確化について付言したもの（26件）	令和6年度（行情）答申第114号 令和6年度（行情）答申第131号 令和6年度（行情）答申第244号 令和6年度（行情）答申第332号 令和6年度（行情）答申第339号 令和6年度（行情）答申第403号 令和6年度（行情）答申第415号 令和6年度（行情）答申第420号 令和6年度（行情）答申第575号 令和6年度（行情）答申第607号 令和6年度（行情）答申第848号 令和6年度（行情）答申第859号 令和6年度（行情）答申第988号 令和6年度（行情）答申第1054号 令和6年度（行情）答申第1055号 令和6年度（行情）答申第1058号 令和6年度（独情）答申第14号 令和6年度（独情）答申第60号 令和6年度（独情）答申第64号 令和6年度（独情）答申第80号
	令和6年度（行個）答申第197号 令和6年度（行個）答申第199号 令和6年度（独個）答申第10号 令和6年度（独個）答申第39号 令和6年度（独個）答申第85号 令和6年度（独個）答申第86号

6) 文書等の特定について付言したもの（12件）	令和6年度（行情）答申第131号 令和6年度（行情）答申第189号 令和6年度（行情）答申第245号 令和6年度（行情）答申第275号 令和6年度（行情）答申第279号 令和6年度（行情）答申第318号 令和6年度（行情）答申第387号 令和6年度（行情）答申第578号 令和6年度（行情）答申第579号 令和6年度（行情）答申第609号 令和6年度（行情）答申第779号 令和6年度（行情）答申第894号
7) 開示・不開示の判断について付言したもの（11件）	令和6年度（行情）答申第192号 令和6年度（行情）答申第248号 令和6年度（行情）答申第386号 令和6年度（行情）答申第575号 令和6年度（行情）答申第576号 令和6年度（行情）答申第577号 令和6年度（行情）答申第910号 令和6年度（行情）答申第911号 令和6年度（行情）答申第1142号 令和6年度（行個）答申第199号 令和6年度（独個）答申第13号
8) 情報提供について付言したもの（11件）	令和6年度（行情）答申第49号 令和6年度（行情）答申第487号 令和6年度（行情）答申第572号 令和6年度（行情）答申第671号 令和6年度（行情）答申第683号 令和6年度（行情）答申第908号 令和6年度（行情）答申第1084号 令和6年度（行情）答申第1085号 令和6年度（行情）答申第1089号 令和6年度（行情）答申第1127号 令和6年度（独個）答申第57号
9) 開示の実施手続について付言したもの（7件）	令和6年度（行情）答申第91号 令和6年度（行情）答申第152号 令和6年度（行情）答申第637号 令和6年度（行情）答申第638号 令和6年度（行情）答申第673号

	令和6年度（行個）答申第28号 令和6年度（行個）答申第92号
10) 文書管理について付言したもの（5件）	令和6年度（行情）答申第279号 令和6年度（行情）答申第318号 令和6年度（行情）答申第610号
	令和6年度（行個）答申第95号 令和6年度（行個）答申第5005号
11) 審査会への対応について付言したもの（4件）	令和6年度（行情）答申第332号 令和6年度（行情）答申第388号 令和6年度（行情）答申第389号 令和6年度（行情）答申第624号
12) 補正に関する対応について付言したもの（2件）	令和6年度（独情）答申第118号
	令和6年度（独個）答申第2号
13) その他について付言したもの（1件）	令和6年度（行情）答申第575号

(注) 令和6年度（行情）答申第131号、第244号、259号、第279号、第318号、第332号、第352号、第388号、第389号、第403号、第415号、第420号、第573号、575号及び第1043号、第1054号、第1055号、第1058号、1128号、1146号、1148号並びに令和6年度（独情）答申第14号、第118号並びに令和6年度（行個）答申第126号、第197号、第199号については、複数の項目にわたって付言している。